

第3号様式

令和7年度第1回船橋市自立支援協議会会議録

(令和7年5月29日作成)

1 開催日時

令和7年5月29日(木) 10:00

2 開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

清水博和委員、米村基子委員、小松直勝委員、山田晴子委員、原亮司委員、池田則子委員、奥山裕美委員、杉山拓哉委員、鈴木章浩委員、小松尚也委員、山崎繁夫委員、鰐部裕実委員、篠原みちよ委員、星野美砂委員、山崎馨子委員、白鳥敦子委員、和田亜希子委員、稲見節男委員、佐藤裕美委員、三浦みどり委員

(2) 事務局

福祉サービス部長、地域子育て部長、障害福祉課長、障害福祉課長補佐 2名、障害福祉課係長 5名、障害福祉課担当者 5名、療育支援課長、療育支援課長補佐、療育支援課係長 2名、療育支援課担当者 3名、保健総務課長、保健総務課係長

(3) その他

なし

4 欠席者

千日清委員、犬石志保子委員、森哲也委員

5 議題及び公開・非公開の別

議題

- ① 会長の選出
- ② 副会長の指名
- ③ 令和6年度 ふらっと船橋の運営についての報告
- ④ 令和6年度 船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告
- ⑤ 令和6年度 船橋市障害者虐待防止センターの実績報告

- ⑥ 地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告
- ⑦ 専門部会の開催状況について
- ⑧ 第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会について
- ⑨ その他

公開・非公開の別

全て公開

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）

0名

7 決定事項

- ・ 小松尚也委員を会長に、鈴木章浩委員を副会長に選出
- ・ 各議題にある報告の承認
- ・ 第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会へ自立支援協議会委員の参加

8 議事

別添議事録を参照のこと

9 資料・特記事項

- ・ 資料 1-1 令和6年度船橋市障害者（児）総合相談支援事業委託ふらっと船橋 運営評価報告書
- ・ 資料 1-2 ふらっと船橋の相談実績
- ・ 資料 2 令和6年度船橋市障害者成年後見支援センター集計表
- ・ 資料 3-1 令和6年度船橋市障害者虐待対応状況集計表（全体分）
- ・ 資料 3-2 障害者虐待対応状況集計表（令和4年度～令和6年度受理分）
- ・ 資料 3-3 令和6年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧
- ・ 資料 3-4 令和6年度船橋市障害者虐待防止センター（実績報告）
- ・ 資料 4-1 地域生活支援拠点システム運営状況報告（令和7年3月末時点）
- ・ 資料 4-2 令和6年度あんしんねっと船橋緊急対応まとめ（令和7年3月末時点）
- ・ 資料 4-3 令和6年度船橋市地域生活支援拠点システム 運営評価シート
- ・ 資料 5 専門部会の開催状況（令和6年度）
- ・ 資料 6 第5次船橋市障害者施策に関する計画について
- ・ 委嘱状

- ・ 市民のためのこころの健康
- ・ 第6回 チャリティー音楽祭のご案内
- ・ NPO 法人ちばMDエコネット会報誌 じゃなかしゃば
- ・ 船橋市自立支援協議会の皆さまへ

10 問い合わせ先

障害福祉課計画係（047-436-2307）

令和 7 年度第 1 回船橋市自立支援協議会 議事録

■開会

○事務局（障害福祉課長補佐）

それでは、ただいまから令和 7 年度第 1 回船橋市自立支援協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

本日の会議は、船橋市情報公開条例第 26 条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。

本日の出席委員についてでございますが、23 名中 19 名のご出席をいただいておりますので、船橋市自立支援協議会設置運営要綱第 7 条第 2 項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立しますことをご報告いたします。

なお、席次表では大久保学園千日委員及びオアシス家族会犬石委員のお名前がありますが、欠席であることを合わせてご報告させていただきます。

次に、傍聴についてでございますが、船橋市自立支援協議会の会議公開の取扱い基準第 3 条の規定により、傍聴者の定員は 5 名となっております。

なお、本日は、傍聴希望者がおりません。

それでは、配布資料を確認いたします。

資料については事前に送付しております。

本日お持ちいただくようご案内を差し上げましたが、お持ちでしょうか。

お持ちでない方がいらっしゃいましたらお配りいたしますので挙手をお願いします。

配布資料を確認いたします。

1. 次第

2. 席次表

3. 委員名簿

資料 1-1 令和 6 年度船橋市障害者（児）総合相談支援事業委託ふらっと船橋運営評価報告書

資料 1-2 ふらっと船橋の相談実績

資料 2 令和 6 年度船橋市障害者成年後見支援センター集計表

資料 3-1 令和 6 年度船橋市障害者虐待対応状況集計表（全体分）

- 資料 3-2 障害者虐待対応状況集計表（令和 4 年度～令和 6 年度受理分）
- 資料 3-3 令和 6 年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧
- 資料 3-4 令和 6 年度船橋市障害者虐待防止センター（実績報告）
- 資料 4-1 地域生活支援拠点システム運営状況報告（令和 7 年 3 月末時点）
- 資料 4-2 令和 6 年度あんしんねっと船橋緊急対応まとめ（令和 7 年 3 月末時点）
- 資料 4-3 令和 6 年度船橋市地域生活支援拠点システム 運営評価シート
- 資料 5 専門部会の開催状況（令和 6 年度）
- 資料 6 第 5 次船橋市障害者施策に関する計画について

また、当日資料として、

委嘱状、船橋市精神保健福祉推進協議会より、市民のためのこころの健康、本日欠席しております船橋市視覚障害者協会の森委員より、第 6 回チャリティー音楽祭のご案内、NPO 法人ちば MD エコネット山田委員より、会報誌「じゃなかしゃば及び、その他議題の資料「船橋市自立支援協議会の皆さまへ」を皆様の机に置いております。

以上が配布資料となっています。すべて揃っていますでしょうか。

なお、改選に伴う委嘱の任命については、お手元にございます委嘱状を持って代えさせていただきます。

発言される際の留意事項ですが、ご発言の際にはお名前を最初にお話しくださいますようお願い申し上げます。

手話通訳者がおりますので、発言のスピードにはご配慮ください。

また、本来であれば会長により進行をお任せしているところではありますが、会長が選出されるまでの間、事務局が進行いたします。

■委員紹介

○事務局（障害福祉課長補佐）

まず、この度船橋市自立支援協議会の委員をお引き受けいただきました委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

事務局右側の三浦委員から、反時計周りで所属とお名前をお願いします。

○三浦委員

船橋市聴覚障害者協会 三浦 みどりと申します。

聞こえないために情報保証をやはり手話通訳が必要となります。
色々にご迷惑をおかけすると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。
ご配慮いただき誠にありがとうございます。
よろしくお願いいたします。

○鰐部委員

船橋市教育委員会総合教育センター教育支援室 鰐部 裕実と申します。よろしくお願いいたします。

○稲見委員

船橋リハビリ友の会 稲見 節男と申します。よろしくお願いいたします。

○奥山委員

社会福祉法人さざんか会 奥山 裕美と申します。よろしくお願いいたします。

○池田委員

特定非営利活動法人ロンの家福祉会 池田 則子と申します。よろしくお願いいたします。

○山崎馨子委員

船橋公共職業安定所 山崎 馨子と申します。よろしくお願いいたします。

○星野委員

船橋市立船橋特別支援学校 星野 美砂と申します。よろしくお願いいたします。

○篠原委員

千葉県立船橋特別支援学校 篠原 みちよと申します。よろしくお願いいたします。

○山崎繁夫委員

公益社団法人船橋歯科医師会 山崎 繁夫と申します。よろしくお願いいたします。

○米村委員

船橋市地域活動支援センターオアシスの米村 基子と申します。よろしくお願いいたします。

○小松尚也委員

医療法人同和会千葉病院 小松 尚也と申します。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

社会福祉法人千葉県福祉援護会障害者支援施設ローゼンヴィラ藤原 鈴木章浩と申します。よろしくお願いいたします。

○清水委員

特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会ふらっと船橋 清水 博和と申します。よろしくお願いいたします。

○小松直勝委員

特定非営利活動法人船橋障害者自立生活センター 小松 直勝と申します。よろしくお願いいたします。

○山田委員

特定非営利活動法人ちば MD エコネット 山田 晴子と申します。よろしくお願いいたします。

○白鳥委員

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会 ふなばし高齢者等権利擁護センター 白鳥 敦子と申します。よろしくお願いいたします。

○杉山委員

医療法人社団健仁会ひまわり苑 杉山 拓哉と申します。よろしくお願いいたします。

○和田委員

船橋市障害者成年後見支援センター 和田 亜希子と申します。よろしくお願いいたします。

○原委員

公益財団法人船橋市福祉サービス公社 原 亮司と申します。よろしくお願いいたします。

いたします。

○佐藤委員

船橋市手をつなぐ育成会 佐藤 裕美と申します。よろしくお願いいたします。

■福祉サービス部長挨拶及び事務局紹介

○事務局（障害福祉課課長補佐）

ありがとうございます。

次に福祉サービス部長 岡部 佐知子 からご挨拶を申し上げます。

○岡部福祉サービス部長

皆様、こんにちは。福祉サービス部長の岡部でございます。

皆様におかれましては、日頃から本市の障害福祉行政に関し、ご理解、ご協力いただきまして、心から感謝申し上げます。

また、このたびは、船橋市自立支援協議会委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、地域における障害者等への支援に関する課題について地域の実情に応じた協議を行う場として、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、権利擁護、地域福祉団体、障害者団体から委員をご推薦いただき、これまでも様々な案件につきまして、議論していただき、貴重なご意見をいただけてきました。

本市では、令和 7 年度より、医療的ケアを必要とする障害者等を介護している家族の負担軽減を図るため、医療的ケアを必要とする障害児者を受け入れた短期入所事業所に対し、費用の一部を助成する制度が導入されます。

この制度により、医療的ケアが必要な方々とそのご家族の生活の質が向上することを期待しております。

また、令和 7 年度より、グループホーム及び施設入所支援を行う事業所で地域連携推進会議の開催が義務付けられました。

地域連携推進会議は、サービスの質の確保と運営の透明性向上を目的としており、地域に開かれたサービスとなることで、より良い支援の実現が期待されて

います。

この会議は、自治体職員も参加可能で、すでに本市職員もいくつかの施設の会議に参加しています。

この新たな取り組みについて、皆様にご理解いただき、本市の障害福祉サービスの更なる充実に向けて、ともに歩んでいけることを願っております。

そして、今年度は、本日の議題にもありますが、「第4次船橋市障害者施策に関する計画」の計画期間が令和8年度で終了することに伴い、次期計画を策定いたします。こちらの計画についても皆様のご意見をいただきながら策定をしていきたいと考えております。

本協議会で、船橋市の障害福祉のために、活発な協議が行われますよう、改めて、ご支援、ご協力をお願い申し上げて、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

○事務局（障害福祉課長補佐）

次に、事務局出席者の紹介をさせていただきます。

岡部福祉サービス部長、小澤地域子育て部長、

○小澤地域子育て部長

この4月に新たに地域子育て部というものができました。その部長を務めます小澤と申します。今日はよろしくお願いいたします。

○事務局（障害福祉課長補佐）

安藤障害福祉課長

○安藤障害福祉課長

皆さんいつもお世話になっております。よろしくお願いいたします。

○事務局（障害福祉課長補佐）

岸療育支援課長

○岸療育支援課長

療育支援課長岸です。よろしくお願いいたします。

○事務局（障害福祉課長補佐）

松浦保健総務課長

○松浦保健総務課長

保健総務課の松浦と申します。どうぞよろしく願いいたします。10 年前障害福祉課で相談支援係長をやっておりまして、10 年ぶりに戻ってまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

■議事① 会長の選出

○事務局（障害福祉課長補佐）

それでは、本日の議事事項に入ります。

最初に、議事①会長の選出でございます。

船橋市自立支援協議会設置運営要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、協議会委員の互選によることになります。どなたかご推薦はございませんか。

○清水委員

清水でございます。今まで会長をされておりました、医療法人同和会千葉病院の小松 尚也委員を推薦したいと思います。

○事務局（障害福祉課長補佐）

ありがとうございます。

ただいま、小松 尚也委員を推薦するご発言がありました。

ご承認いただけるようであれば、拍手をお願いいたします。

（拍手）

ありがとうございます。

それでは、小松 尚也委員を当協議会会長に選任することと決定いたしました。

就任のご挨拶をお願いいたします。

○小松尚也委員（以下、小松会長）

皆さん、改めておはようございます。

同和会千葉病院の小松でございます。私が自立支援協議会に入ったのが 10 年ぐらい前になります。

当時は院長になったばかりで、前院長の鈴木先生からやってみないかと言

われて。

先生は障害福祉のことあまり知らないと思うから、言いたいこと言えればいいんだよっていう感じで。

鈴木先生をご存じの方はこの口調よくわかると思うんですけど、本当に申し訳ないんですが軽い気持ちで引き受けさせていただきました。

その鈴木先生も昨年他界されまして、非常に時の流れを感じます。

引き受けてからは様々なことを勉強させていただきました。

その後、船橋市、千葉県、それから厚生労働省から様々な仕事が降ってまいりまして、今結構あっぷあっぷな状態ではあるんですけども、まあ言ってみればこの自立支援協議会は私の最初の仕事でありますので、可能な限り続けさせていただきたいと思っております。

どうかよろしくお願いいたします。

○事務局（障害福祉課長補佐）

それではここで、小松会長と議事の進行を交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

■議事② 副会長の指名

○小松会長

はい、それでは小松が引き続き議事の②からですね。

進行させていただきます。

議事②は副会長の指名でございます。

船橋市立支援協議会設置運営要綱第6条第4項の規定によりまして、会長が指名することになっております。私から指名させていただきます。

今まで副会長されておりました。障害者支援施設ローゼンヴィラ藤原の鈴木章浩委員を指名したいと思います。よろしいでしょうか。

○鈴木委員

はい、お引き受けいたします。

○小松会長

ありがとうございます。

それでは一言ご挨拶をいただこうと思います。

○鈴木委員

はい、鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

恐縮ですけれどもご指名いただきましたので努めさせていただきます。
引き続き、船橋市の障害福祉に尽力してまいりたいと思います。
よろしくお願いいたします。

○小松会長

よろしくお願いいたします。

■議事③ 令和6年度 ふらっと船橋の運営についての報告

○小松会長

議事③ 令和6年度 ふらっと船橋の運営についての報告でございます。
ふらっと船橋 清水所長から報告をお願いします。

○清水委員

今回もご報告のお時間を頂き有難う御座います。
評価報告につきましては項目を絞り資料に沿ってご報告させていただきます。
資料は1と1の2です。
全体の相談件数につきましては資料1の2に横長の表になっております。
これは令和6年度と令和5年度の比較をしておりますので、そちらをご覧ください
ただければと思います。

令和6年度の市の取り組みとして「総合相談の複数設置」に向けて、身近な地域で相談が出来る仕組み作りとして順次、開設にむけて市と共に取り組んできました。

R6年度は、新たに相談支援事業所アシスト（北部）を開設し、テレサ会（中部地区）、ヴェルフ藤原（西部地区）に加え4か所目が開設されました。

各エリア計5か所の設置目的に沿って継続して検討していきます。

現在は総合相談対応としておりふらっと船橋（南部・東部）を担っております。

R6年も毎月実施の定例会議において、各エリア内における相談傾向の確認や困難ケースにおける情報共有や課題整理、介入や助言等の連携を図り共有は出ています。

複数設置による効果として支援方法に関する一方向的な見地ではなく、相互確認作業を行えることは大きなメリットと言えます。

社会資源など、より細かな地域性の把握により課題抽出が成され、市への情報提供又は自立支援協会専門部会等への意見発信にも繋がっています。

R6年度も千葉県相談支援従事者研修（初任者・現任者）のその一部を基幹相談センターが実地研修、自分の街でどういう仕組みになっているのか、地域性がどうなのか、社会資源がどうなのか、ケースについてのスーパービジョン、そうい

ったものを毎年実施しております。

初任者だと大体 30 名ぐらい毎年いらっしゃって、現任の方もそれに近い数字おられます。

その上に主任相談専門員という位置づけがあります。現任研修から数年経ったから市の推薦を受けてこの研修を受けます。

これについて去年から主任相談支援専門員研修の一端を担い講師として「地域援助技術について」を担当しました。

また、市の権利擁護サポーター養成研修など高齢分野からの依頼についても対応しております。

令和 6 年度については、ひまわりネットワークの勉強会にお声をかけていただいて 2 回ほど参加させていただいています。

障害福祉の仕組みであったり現状であったりその流れであったり、そういったところを熱心に皆さんでやり、その後歯科医師会の学会にお声をかけていただいて説明させていただいて、どうしてもこれまでなかなか医療というのは相談者を通した単発のケースだったんですけども、こうやって医療やリハビリといった関係機関と少し距離が縮まったということについてはプラスになっていると思います。

それ以外にも、県内には今、54 市町村中 44 の基幹相談支援センターが設置されています。

最近まだ未設置の市町村もありますけどね。その連絡会というのもあります。

そういった中でも東葛地区の 12 市の基幹センターのセンター長が集まって会議をするっていうのは定例会議、そちらの方にも参加していますし、昨年の 12 月には千葉県の自立支援協議会がどういう仕組みで運営されているかということ、基幹大会の中で報告をさせていただくということ、そういった形で市内市外を含めた連携について把握、抽出をしております。

それ以外にも中核地域生活支援センターや、それ以外に関連機関との連携も進めてきました。

先ほど福祉サービス部長からもお話がありましたように地域連携推進会議、これについても始まる前から障害福祉課からご相談いただきましたし、私どもも数か所のグループホーム、まだ努力義務の段階ですけど既に 4 か所ぐらい行かせていただいております。

今年度も、地域連携推進会議の捉え方を間違っているかなって思うような事業所さんも中にはいます。

そういったところを少し訂正できるように進めていきたいと思っている。

どこで誰とどう暮らしたいかというところは一番大事な支援の質の根本にな

っていると思っていますので、それについてもグループホーム連絡協議会と二人三脚で歩いていけたらと思っています。

可能であればグループホーム支援ワーカー等の事業も県内で船橋は未実施でありますので、その事業には至らないですが、そういったものを基幹として把握できるように今後も引き続き発表できればと思っています。

簡単ではありますが令和6年度運営評価報告とさせていただきます。

○小松会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。お願いします。

○池田委員

ロンの家福社会の池田です。

ふらっとさんには日々大変かと思われませんが丁寧なご対応に感謝しています。実はですね、以前の話になってしまうのですが、利用者さんからお問い合わせがあり、GW前に船橋市障害福祉課から日中活動場所として一覧表をもらってきた方がいる。

どういう活動をしているのかという問い合わせから始まり1日に5、6回、留守電にも連絡をいただいております。

同じことの繰り返しに対する電話対応に苦慮していたのでお会いすることになりましたが、医師のサポートを受けていない、精神手帳を持っていない、制度を利用する申請書を役所からもらっているということがその時にわかりました。

私どもからはまず医師のサポートを受けてくださいということを、ご理解いただけたかはわかりませんが、手順を何度もお話ししておかえりになりました。

ふらっとさんの報告の中にもあるんですが、関わられている件数からできれば電話で対応できることは電話で対応したいなということを他の事業所と話したところ、当該の方に関しては他の事業所にも連絡を何度もすること、約束をしたのに来ないなどがある方でした。この方は初めに市役所で対応された方なんです。

市の職員さんも大変だと思うのですが、一覧表をお渡しするときにどのような対応をされているのか教えていただけますと、私どもの対応の参考になると思っています。

手帳を持っていない方、支援の必要な方たくさんいらっしゃると思います。

今回私は地域福祉連絡会ではほかの事業者さんとも情報を共有して同じよう

な問い合わせ等があったら、まず医師のサポートを受けてくださいと伝えようということで話しました。

現場側から少しでもふらっとさんの負担を軽減させてあげたいなと思っております。

以上です。

○小松会長

この件についてはどうですか

○清水委員

ご意見ありがとうございます。

相談支援はいろんな方がいろんなところで地域の方を支えていただいているところはわかっていて、それが相談支援の面的な支えであり、相談支援をやられてない方に複雑な問題が出てくるときに一緒にやっていくというのは私どもも十分ではないので、まあ件数だけが多いですけども、今すぐ来ていただけるようなシーンができてくるかどうかは疑問ではあります。

ただ、やっぱりそのような形で紹介されてきましたっていうケースが多いのではやっぱりそこはね、私たちがサービスの説明をするのは私じゃないと思っています。

サービスを受けるために地域でどう暮らしていくかっていうことは私たちの仕事ですけど、サービス内容については、私たちに振られても私たちより詳しいのは行政の方なので、私たちはそのように市に確認してくださいっていう形をお願いします。

○事務局（障害福祉課長）

障害福祉課です。

当課に来ていただいて対応したとのことですが、その事例について確認はまだしていませんが、清水委員の話されたとおり、サービスの説明については障害福祉課になります。

今後そういったことがないように確認するとともに池田委員についてはケースについてお話しさせていただきます。

○山田委員

山田です。いろいろ相談を受けていますが、ご本人がご自分の障害を認めない、非常にご家族が悩んでいるなど、手帳に結びつかないなどもあり、何度もご相談を受けて、ご本人を説得してようやく医療機関に来てくれることもあるという

こともあります。

そういったときにどのように行政からご協力頂くかということもポイントになるかと思うので、ぜひ連携を取っていただきたいと思います。

○小松会長

ありがとうございます。私も精神科病院にいますので、手帳の診断書を書く側なので、医療のハードルが高いということも聞いています。

非常に難しい問題だと我々は思っているわけです。なので、ご相談があれば対応するようにしているつもりではありますが、なかなかそこまで至っていないケースもあると思います。

今のうちの病院でいいますと地域連携室という窓口があるので、まずは電話をしていただくというところが最初かなと思っています。

その前にいろんな方が下準備をしていただいてやっていただいているのはよく理解しているつもりですので、どうぞ気軽に連絡を頂ければと思います。

ほかにはないようであれば次の議事に進みたいと思います。

■議事④ 令和 6 年度 船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告

○小松会長

議事の④です。令和 6 年度船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告でございます。

船橋市障害者成年後見支援センター、和田事務局長よろしくお願いします。

○和田委員

船橋市障害者成年後見支援センターの和田と申します。よろしくお願いします。ではお手元の資料 2 をご覧ください。令和 6 年度の相談件数について報告します。

相談件数については、知的 4,785 件、精神 2,879 件、その他 380 件、合計 8,044 件です。

相談形態については、電話 5,322 件、来所 825 件、訪問 1,897 件、合計 8,044 件です。

相談内容については、申立 214 件、受任 172 件、その他 7,849 件、合計 8,235 件です。

相談経路については、障害福祉課や PAC ガーディアン HP 見たなどの関係機関 28 件、紹介 16 件、その他 5 件、合計 49 件です。

裏をご覧ください。

こちらは平成 26 年から令和 6 年度までの動きがわかるものになっておりま

す。

最近の傾向としては精神の方からの相談件数が増えております。

令和５年度は受任を待っていただいた方などがいましたが、令和６年度５月より職員が一名増員となりましたので、受任件数が増えました。

ただ、毎日のように電話対応等が必要な方がふえており、対応に追われている現状は変わっておりません。また、船橋市主催の権利擁護サポーター研修によって、実際に事務執行者として登録していただいて、実際にお願いしてから、育成に時間を要するために、必ずしも大きく増やせないという問題があります。

ただ、来月また権利擁護サポーター研修を行われるので、なるべく登録してくださった方にはお願いして事務執行者育成を今後も進めてまいりたいと思います。

また昨年度は中核機関主催の研修にも積極的に参加しましたので、今年度も引き続き研修に参加させていただきたいと思います。以上です。

○小松会長

以上でよろしいでしょうか。ご意見等ありますか。

○山田委員

山田です。

この成年後見支援センターの活動はおそらく成年後見制度利用に至る前の相談が大変多く、この数からするとふらっと船橋と比較にはなりませんが、活動している職員が少ないにもかかわらず大変丁寧な相談対応をしてくださっていると思います。

そして職員増員も良かったと思いますが、それでもまだまだ細かいところまで手を届かせるのは大変だということですので、今後も何らかの形で行政の方からの支援をお願いしたいと思います。以上です。

○小松会長

こういったご意見が出ました。ほかに意見はありますでしょうか。

無いようでしたら次に進みたいと思います。

■議事⑤ 令和６年度 船橋市障害者虐待防止センターの実績報告

○小松会長

次に、議事⑤令和６年度 船橋市障害者虐待防止センターの実績報告でございます。

まず、事務局より令和６年度の全体の状況について説明をお願いします。

○事務局（障害福祉課相談支援係長）

障害福祉課相談支援係の佐藤でございます。

障害者虐待防止対応について報告いたします。

障害者虐待防止法により、市では養護者虐待及び施設虐待に係る対応を行うこととされております。また、使用者虐待については県が対応することとされており、市に通報があった場合には受理したうえで、県へ通知を行っております。

本市においては、養護者虐待及び使用者虐待については船橋市障害者虐待防止センター「はーぷ」と障害福祉課が、施設虐待については障害福祉課が対応するよう役割分担がなされております。

私からは養護者虐待、施設虐待、使用者虐待をまとめて報告させていただき、後ほど船橋市障害者虐待防止センター「はーぷ」から施設虐待以外を報告させていただきます。

では、資料 3-1 をご覧ください。

令和 6 年度の障害者虐待防止対応の状況を集計したものです。集計時点は令和 7 年 3 月末現在です。

まず、上の表の左下にあります「合計」の件数をご覧ください。

合計の受理件数は 38 件、このうち、障害者虐待防止センターで受理した案件は 4 件、障害福祉課経由でセンターが受理した案件は 4 件でございます。

障害福祉課で受理した案件は 30 件でございます。

通報者の内訳としまして、本人からは 8 件、事業所からは 13 件、その他として 18 件となっております。

障害種別は、重複もございますが、身体 8 人、知的 20 人、精神 11 人、その他 4 人となっております。

虐待類型についてですが、養護者からの虐待案件が 10 件、施設職員からの虐待案件は 22 件、使用者からは 6 件、その他は 0 件となっております。

虐待区分は、重複がございますが、身体的虐待 19 件、性的虐待 3 件、心理的虐待 21 件、放棄放任 9 件、経済的虐待 4 件でした。38 件中、緊急性がある案件は 4 件ございました。

資料 3-1 についての説明は以上です。

続きまして、資料 3-2 について説明いたします。

こちらは、直近 3 か年度における障害者虐待に係る受理及び対応状況について整理した表になります。集計時点は令和 7 年 3 月末現在です。

表の左 1 列の「虐待類型小計」をご覧ください。この数値が障害者虐待の受理件数となります。

令和 6 年度の受理件数は

養護者虐待 10 件、施設虐待 22 件、使用者虐待 6 件、合計 38 件となりました。

続いて表の右 4 列の「終結判断」をご覧ください。

令和 4 年度受理案件の対応状況ですが、養護者虐待の受理件数 8 件のうち、7 件については対応を終結しており、その内訳は「虐待有りとして終結 6 件」「判断しないとして終結 1 件」となっております。

残りの 1 件については対応中でございます。

また、施設虐待につきましては、受理件数 13 件の全ての対応が終結しており、その内訳は、虐待有りとして終結 3 件、虐待無しとして終結 6 件、判断しないとして終結 4 件となっております。

使用者虐待についても、受理件数 3 件の全ての対応が終結しており、その内訳は「判断しないとして終結 3 件」となっております。

令和 5 年度受理案件の対応状況ですが、養護者虐待の受理件数 13 件のうち、11 件については対応を終結しており、その内訳は、虐待有りとして終結 7 件、虐待無しとして終結 2 件、判断しないとして終結 2 件となっております。

残りの 2 件については対応中でございます。

また、施設虐待につきましては、受理件数 28 件の全ての対応が終結しており、その内訳は虐待有りとして終結 10 件、虐待無しとして終結 8 件、判断しないとして終結 10 件となっております。

使用者虐待については、受理件数 4 件のうち、3 件については対応を終結しており、その内訳は判断しないとして終結 3 件となっております。

残りの 1 件については対応中でございます。

令和 6 年度受理案件の対応状況ですが、養護者虐待の受理件数 10 件のうち、3 件については対応を終結しており、その内訳は、虐待有りとして終結 3 件となっております。

残りの 7 件については対応中でございます。

また、施設虐待につきましては、受理件数 22 件のうち、12 件については対応を終結しており、その内訳は、虐待有りとして終結 5 件、虐待無しとして終結 4 件、判断しないとして終結 3 件となっております。

残りの 10 件については、対応中でございます。

使用者虐待については、受理件数 6 件のうち、1 件については対応を終結しており、その内訳は、判断しないとして終結 1 件となっております。

残りの 5 件については対応中でございます。

対応継続案件については、案件が安定化し、対応が終結し次第、虐待防止対応連絡会議へ報告して参ります。

資料 3-2 についての説明は以上です。

続いて資料 3-3 をご説明します。

虐待防止対応連絡会議の開催状況を整理した表になります。

集計時点は令和 7 年 3 月末現在です。

それぞれ、開催日時、虐待類型、協議件数の順に報告いたします。

令和 6 年度の第 1 回目の会議は 5 月 22 日に行われており、件数は、養護者虐待が 4 件、施設虐待が 8 件、使用者虐待が 3 件でした。

第 2 回目の会議は 8 月 21 日に行われており、件数は、養護者虐待が 4 件、施設虐待が 5 件でした。

第 3 回目の会議は 11 月 20 日に行われており、件数は、養護者虐待が 3 件、施設虐待が 5 件、使用者虐待が 1 件でした。

第 4 回目の会議は 2 月 12 日に行われており、件数は、養護者虐待が 1 件、施設虐待が 3 件でした。

以上、4 回の会議結果を踏まえての終結等の協議状況について、事務局より協議状況のみご報告します。

なお、個人情報保護の観点から個別案件の詳細についてお伝えできませんことをご了承下さい。

それでは、表の合計のところをご覧ください。

養護者虐待について、協議案件累計 12 件のうち、虐待の疑いありとして終結 8 件、虐待の疑いなしとして終結 2 件、虐待の判断に至らず終結 2 件となります。

施設虐待について、協議案件累計 21 件のうち、虐待の疑いありとして終結 6 件、虐待の疑いなしとして終結 6 件、虐待の判断に至らず終結 8 件、虐待の判断に至らず継続 1 件となります。

使用者虐待について、報告案件累計 4 件のうち、虐待の判断に至らず県に報告として終結 4 件となります。

資料 3-3 の説明は以上になります。

ここまでで、障害者虐待に係る全体の報告となります。

続きまして、船橋市障害者虐待防止センター「はーぷ」から、令和 6 年度の施設虐待以外の通報受理等の状況について、報告させていただきます。

○事務局（船橋市障害者虐待防止センターはーぷ 担当者）

船橋市障害者虐待防止センターはーぷの荻原でございます。

わたくしからは施設虐待以外の養護者による虐待と、使用者による虐待につ

いて報告させていただきます。

船橋市障害者虐待防止センターは一ふは、平成 24 年 10 月 1 日に開所し、13 年になります。

この後は、は一ふという名称でお話いたします。

お手元に資料 3—4 をご覧下さい。

令和 6 年度のは一ふの実績グラフを表しましたので説明をいたします。

通報の窓口です。

令和 6 年度の養護者による虐待、及び使用者による虐待の通報等の合計は 16 件でした。

その内、は一ふで受理・対応した案件は 8 件です。

障害福祉課で受理した案件は 8 件あり全 16 件をは一ふで対応いたしました。16 件の内、6 件は使用者による虐待でしたので県に通知いたしました。

虐待の通報者です。

16 件の通報等の内訳は、本人の届出 5 件、事業所からの通報 8 件、その他からの通報は警察からの障害者虐待事案通報票によるものや福祉サービス事業所等からの 3 件でした。

障害の種別です。

被虐待者の障害種別は、重複があります。身体障害 5 人、知的障害 4 人、精神障害 6 人、その他は 2 人となっています。

虐待疑いの区分です。

こちらにも数にも重複があります。

身体的虐待 7 件、性的虐待 2 件、心理的虐待 9 件、放棄放任 1 件、経済的虐待 2 件でした。緊急性ありは 2 件でした。

令和 7 年 3 月末現在、令和 6 年度の受理数 16 件の内、4 件は終結しております。

この 4 件の内 3 件は虐待ありと認定され虐待区分は重複があり、身体的虐待が 2 件、心理的虐待が 3 件、経済的虐待が 1 件でした。

残り 12 件は対応継続中です。

年度別受理数です。

グラフの上から令和 4 年度 11 件、令和 5 年度 17 件、令和 6 年度 16 件です。

年度別その他相談対応回数です。

は一ぷには、虐待無しで終結した方や虐待以外の相談の方などから連絡が入る事があります。

障害者虐待以外の相談等は傾聴のみであったり、相談機関に繋ぐことをしています。

令和4年度は1376回、令和5年度は1595回、令和6年度は1686件の対応でした。

障害者虐待を見逃さないために虐待疑い案件以外の電話、メールは「その他相談」として記録し、虐待のキーワードがかくされていないか等、障害福祉課と情報共有をしております。

続きまして月別対応回数です。

令和6年度、虐待疑い案件として、電話・メール、訪問・面談にて本人や関係者と対応した合計回数は1505回です。

虐待以外の相談は、1686回の対応をしています。

続きまして月別対応回数内訳です。

令和6年度、本人との電話・メールの合計は107回、訪問・来所の合計は23回です。

関係者との電話・メールの合計は1154回、訪問・来所の合計は221回でした。

続きまして、令和6年度のは一ぷの周知・啓発活動につきましてご報告いたします。

障害者虐待防止の通報相談窓口について周知の為には繰り返し定期的な広報活動が必要と考えます。

近隣住民についての情報提供など、広く市民から協力をえるためには、民生児童委員の協力は不可欠と考えます。

平成26年度より継続して、船橋全24地区の民生児童委員協議会にお伺いし、は一ぷの実績報告や通報についてお願いを行ってきました。

結果、民生児童委員の皆様とお顔の見える関係が構築でき、情報提供にご協力頂く事ができました。

令和7年度も地区民協会議の訪問を継続し、周知・啓発活動に努めて参ります。

は一ぷでは、令和4年度より虐待防止の対応以外に、障害者差別に関わる初回の相談聞き取りも行っています。

令和6年度に1件の相談を受理し対応は終結しています。障害者差別の相談については、千葉県づくり条例に基づく、障害のある人への差別についての相談

窓口と連携し対応して参ります。

今年度も、各関係機関からご支援ご協力を頂きながら、障害者の権利擁護、虐待防止に

努める所存です。どうぞよろしくお願い致します。

以上で令和 6 年度、船橋市障害者虐待防止センターは一歩の実績報告を終わります。

○小松会長

ありがとうございました。ご意見やご質問はありますでしょうか。

○佐藤委員

佐藤です。もしかすると基本的なところかもしれませんが、資料 3-2 の黒い太枠のところで、終結 3 番のところですが、虐待あり終結とはどうなると終結になるのか、また虐待なし終結、判断しない終結の違いについて教えていただきたいと思います。

○事務局（障害福祉課長）

障害福祉課です。虐待の対応については、国のマニュアルをもとに市のマニュアルを作っています。

最終判断について、虐待ありについては、通報があってから現地等で聞き取りなどをしますが、虐待をした方は虐待をしたとは言わないし、通報者は虐待だという。

大きな決め手は第三者の意見や聞き取り、稀ですが防犯カメラなどで判断できる場合などもある。

こういった場合は虐待有となる。虐待なしとなると、通報はあったが虐待された方に聞いたところその事実はなかったなど明らかに虐待がないことがわかった場合は虐待なしとなります。

判断しないというものについては、聞き取り等を行ったもののどう見ても判断することが難しいという結論になった場合を指しています。

虐待防止連絡協議会にも連絡し、市の判断になるが、連絡会の委員の皆様に対しても説明し、終結しても良いという承認があった場合に終結となっております。以上です。

○小松会長

ありがとうございます。

ほかにありますか。

○山田委員

山田です。

今の課長のご説明で納得しました。状況が改善されるということで、何らかの訴えがあったということは何もないわけではないので、その状況が改善されたという確認がされたというのは必要なことだと思います。

今、障害者差別について、県の条例の委員と連携していくというお話がありました。千葉県は全国で初めての障害者差別の条例を作った県です。

これからも虐待防止センターと協力して進めていただけたらと思います。

○小松会長

清水委員もご意見ありますでしょうか。お願いします。

○清水委員

清水です。報告の中に虐待対応について色々報告がありますが、資料3の4、6番について、担当者からはなかなか言いにくいと思うので補足させていただければと思います。

虐待の疑いのない相談が1686件あり、対応回数について、虐待対応は1505回に対し、虐待以外の相談は1686回とあって、虐待に関する何かの気配があれば聞き取りを続けますが、全体のどれくらいかはわからないが、関係機関が何かあればは一歩へと言い続けている。

総合相談をやっているわけではない。

検索をかけると障害や虐待では一歩がトップに出てきますし、他市、他県でも言われる。

は一歩は職員が2名しかおらず、障害福祉課の協力もあり持ちこたえているが、今年度、来年度にかけては一歩の役割を周知しないと、本来受けるべき相談を受けられない状態になり、通報に間に合わないなどの懸念をここ数年感じています。

勤務時間もハードで24時間365日を謳っていると何でもかんでも相談が来てしまうこともあるので、関係機関の皆さんも役割を少し整理していただけたらと思います。

○小松会長

ありがとうございました。

今後役割分担の整理が大切だということがわかりました。

では、次に進みますが、荻原さんはここでご退室ということでご案内をお願いいたします。

■議事⑥ 地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告

○小松会長

次に、議事⑥地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告でございます。

事務局から、報告をお願いします。

○事務局（障害福祉課 相談支援係長）

障害福祉課相談支援係の佐藤です。

地域生活支援拠点システムの運営状況について報告いたします。

資料 4-1 をご覧ください。

なお、本資料は令和 7 年 3 月末時点のデータとなっております。

まず、1. 「緊急受け入れ対応状況」についてです。

緊急性の高い相談のうち、連絡を受けた関係機関から、短期入所等の緊急対応が必要と見込める相談案件については、拠点コーディネーターにて対応することとなります。

必要により短期入所施設等を調整し、対象者を一時的に保護したうえで、当人や関係サービス事業者と協議・調整を進めながら、地域生活に向けての支援を行っております。

昨年度は計 19 件の対応を行っております。障害種別の内訳は、精神障害 4 件、知的障害 8 件、身体障害 1 件、身体・知的重複 1 件、精神・知的重複 1 件、身体・精神重複 4 件となっております。

なお、緊急対応の内訳につきましては、次の資料 4-2 をご覧ください。

緊急対応状況の詳細を記録した表となります。

拠点コーディネーターは、市内の短期入所施設やグループホームといった様々な社会資源を活用しながら協力依頼を行い、緊急受け入れの対応を行っております。

それでは、資料 4-1 に戻ります。

2. の「事前登録状況」についてです。

緊急時に支援が見込めない世帯については、そのような事態になる前に事前登録申請をいただき、拠点コーディネーターとの面談を通じて、緊急受け入れ時に必要な情報を収集し、実際の緊急時の実支援に役立ております。

令和 7 年 3 月末時点で 443 人が登録しており、障害種別の内訳は、精神障害 69 人、知的障害 277 人、身体障害 22 人、身体・知的重複 54 人、精神・知的重複 12 人、

身体・精神重複 7 人、三障害重複 2 人となっております。

こちらにつきましても、今後も順次、面談の実施、台帳作成と情報の整理を進めてまいります。

資料 4-1 をめくっていただき裏面、3. の「グループホーム連絡協議会」についてです。

協議会では、参加事業者の毎月の空き情報等を収集し、関係機関への情報提供を行っております。

また、新たにグループホームの立ち上げや運営に関する支援等の相談を受けています。

昨年度はグループホーム連絡協議会を計 2 回開催しており、主に会員の皆様でのグループワークや意見交換会を行いました。

次に、資料 4-1 の次のページにあります、4. の「地域生活支援拠点システム運営委員会開催状況」についてです。

当該システムは、事業の稼働後も定期的に運営状況について確認し、課題等が把握されれば、その改善にあたることで、継続的な発展を目指すものです。

このチェック機能を担う組織として、「拠点運営委員会」を発足しております。

昨年度は計 3 回開催しており、主な内容としては拠点システムの自己評価を実施し、拠点事業の発足当時に作成をした運用解説の見直しを行ったほか、拠点システムの機能の一つである「体験の機会・場の提供」の推進に向けた取り組みについて中心に、委員の皆様から意見を伺いました。

最後に、資料 4-3 「運営評価シート」についてです。

こちらは、当該システムの運営状況の確認や課題の把握を目的として、作成されたものです。

昨年度は第 3 回拠点運営委員会にて当該システムの自己評価を行い、資料 4-3 の運営評価シートを作成いたしました。

運営評価シートの内容は、第 3 回地域移行・福祉サービス部会にて報告を行っております。

資料 4 についての報告は以上でございます。

○小松会長

ただ今の報告について、ご意見やご質問はありますでしょうか。

○佐藤委員

手をつなぐ育成会佐藤です。資料 4-2 ですが、相談月について、年度が違うようですがどうでしょうか。

○事務局（障害福祉課 相談支援係長）

障害福祉課相談支援係の佐藤です。

ご指摘ありがとうございます。

資料については年度の入力誤りがありましたので修正いたします。

申し訳ございませんでした。

○小松会長

では、訂正をしておいてください。ほかに意見がある方、どうぞ。

○山田委員

山田です。

地域生活支援拠点システムのご説明をいただき、グループホームの連絡協議会の役割も非常に大きいことを伺いました。

そうしますと、ふらっと船橋の最初の運営評価報告書の中の総評にグループホームに対して地域連携推進会議に参加したり、千葉県事業である「グループホーム等支援ワーカー事業」が未実施である中でどういう風にグループホームを支援するかという課題について報告がありました。

こちらと地域生活拠点システムは連携し、ふらっと船橋とも連携していると思うのですが、そのあたりについて伺えればと思います。

○事務局（障害福祉課 相談支援係長）

障害福祉課相談支援係の佐藤です。

もう少し具体的にご指示いただければ回答もできるかと思うのですが、ご指定いただけますでしょうか。

○山田委員

あまり具体的に申し上げられないが、ふらっと船橋の清水さんやほかの方がこの連絡協議会等に参加して、まあ色々な課題をご一緒に検討していらっしゃるのかどうか。

そこに障害福祉課の方がどのようにまた関わっていらっしゃるのか、もちろんこの協議会の中にいらして、そして課題を共有していらっしゃると思うんですけども、課題共有の場というふうに考えてよろしいのはこの連絡協議会なんでしょうか。

○事務局（障害福祉課 相談支援係長）

ありがとうございます。障害福祉課相談支援係の佐藤です。

グループホーム連絡協議会の事務局を拠点システムの中で一緒に大久保学園さんにやってもらっていますが、連絡協議会については、会員の皆さんと横のつながりを作ってもらい、全体として、研修をグループホーム連絡協議会で行ったり、情報共有をしていく中で横のつながりを作りながら質を上げていくということを目的に行っております。

グループホーム連絡協議会を開催するにあたっては毎月拠点に関する定例会を市と委託先の大久保学園さんとふらっと船橋の清水所長にご参加いただいて行っており、その中でどのような形で行っていくかということを検討しながら当日に向けて大久保学園さんを中心に準備をしているものになります。

当日はふらっと船橋の清水所長も私どもも参加し、グループホームの事業者さんが意見交換をする場も多いが、その中で出てきた現場の課題を我々も把握したり、グループホームの皆さんが必要であろう情報を事務局から発信し、研修を行ったりしております。

○小松会長

よろしいでしょうか。

詳しくありがとうございました。

はい、お願いします。

○事務局（障害福祉課長）

障害福祉課です。

今グループホームがたくさん出てきており、船橋市の中でも増えています。

グループホームは増えているが、質や適性に運営できるかなどは懸念しております。

なぜかという先ほどの施設虐待でいうと、グループホームにおける虐待は増えてきている。

グループホームが増えることは地域移行ということで非常に望ましいですが、質の低下がみられているところです。

今当課で説明したが、まずグループホームの質の低下や虐待が起こらないようにしなければいけないということを考えており、グループホーム連絡協議会にて連携して研修を受けていただいているが、それだけでは足りないと思っており、国も同様に考えており、グループホームにおける地域連携推進会議が今年度から義務化されております。

先ほど清水所長からお話がありましたが、地域からグループホームを見ていただいて行政も入るし、福祉の知見がある方も入って、適正に運営できるかも見るのが地域連携推進会議です。

これにはふらっと船橋も入っているし、市職員も行かせていただき、グループホームの中にも入り適正に行われるように会議に参加しております。

最後にグループホーム支援ワーカーというのがあります。

先ほど清水所長からもありましたが、現在船橋市以外の千葉県や千葉市、柏市でもあります。船橋市ではグループホーム支援ワーカーがございません。

昨年度も自立支援協議会でもご指摘いただいており、市でも承知しているところで検討も進めているところです。

今年度についても、もう少し踏み込んで検討しているので、その状況等については皆様に報告したいと考えております。

グループホームの適正化というか、地域移行で、皆さんは今、施設よりもグループホームで生活されるという風になっておりますので、グループホームがしっかり運営できるかどうかというのは市でも皆さんと連携を取りながらしっかりやっていきたいと考えておりますので引き続きよろしくお願いいたします。

○小松会長

ありがとうございました。

グループホームの課題については、我々受ける病院側としても課題と感じていたところで、それを行政の方が言っていたので非常に心強く思います。

ほかにありますか。内容であれば次に進みます。

■議事⑦ 専門部会の開催状況について

○小松会長

次に、議事⑦専門部会の開催状況についてでございます。

地域移行・福祉サービス部会について、米村委員から報告をお願いします。

○米村委員

オアシスの米村です。

地域移行・福祉サービス部会について報告します。

地域移行・福祉サービス部会は、3月17日に第3回目の部会を開催しました。報告事項が3件、検討事項が1件ありました。

まず報告事項として、日中サービス支援型共同生活援助事業について、株式会社フロムナウオンより『うさぎホーム』、ソーシャルインクルーホーム株式会社より『ソーシャルインクルーホーム船橋習志野』の運営について、それぞれご報

告いただきました。

委員より、入居者の意思疎通の支援方法や希望に対し、する・しないの基準、医療に関する質問がありました。

2 番目として、令和 7 年 2 月末時点の地域生活支援拠点システム運営状況報告とあんしんねっと船橋緊急対応について、委員より報告がありました。

3 番目としまして、計画相談支援の個別事例検討について、船橋障害者相談支援事業所連絡協議会、通称 FAS-net の事例検討チームの報告がありました。

報告事項 2、3 については委員から質問はありませんでした。

最後に検討事項として日中一時支援について、障害福祉課認定審査係藤崎様より、船橋市の日中一時支援事業の報酬単価は近隣市と比べ高いわけではないが、決算額は近隣市の 3～6 倍となっている。また日中一時支援は家族の就労やレスパイトのために室内で障害者児の見守りを行う事業だが、独自解釈により支援を行っている事例があった。そのことから日中一時支援の利用方法の整理を行い適正化した上で事業所を増やす方策を考えていきたいので意見を伺いたいと説明がありました。

委員より、独自解釈の支援とはどのようなものだったのか、色々な使い方があろうと思うがどのように整理するのか、その整理から漏れてしまった場合、例外として認められるのか、今まで利用できた人の支援が途切れないようにしてほしいという意見がありました。以上で報告を終わります。

○小松会長

はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきましてご意見やご質問はございますでしょうか。

無いようですので次に進みます。次は障害事務会についてでございます。篠原委員から報告をお願いいたします。

○篠原委員

障害児部会を代表いたしまして、県立船橋特別支援学校 篠原からご報告いたします。

令和 6 年度第 2 回障害児部会は、令和 7 年 2 月 26 日に開催いたしました。検討事項が 2 件、報告事項が 2 件ありました。

まず、検討事項の 1 つ目として、事務局より、令和 6 年度の報酬改定で創設された中核機能強化事業所加算を活用して、地域の障害児通所支援事業所との連携や、インクルージョンの推進等を進める事業所を市が登録し、児童への支援体制整備を進めていく方針の説明がありました。委員からは、中核拠点の登録はイ

ンクルージョンの観点から大変喜ばしいとの意見や、役割や地域との連携方法に関して、質問があがりました。

2 つ目は「強度行動障害を有する者への予防的支援」について、事務局より、前回の部会での意見整理や、今後の取り組みを検討していくにあたっての考え方の説明がありました。委員からは、家族支援や環境調整が重要である旨の意見等があがりました。

そのほか、2 点の報告事項がありました。

1 点目として「第 3 期船橋市子ども・子育て支援事業計画等(案)概要」として、事務局より令和 7 年度から始まる同計画の概要と障害児に関する箇所の説明がありました。委員からは、調整できる地域資源が少ないことへの懸念について意見があがりました。

2 点目として、「船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会」について、事務局から令和 6 年 8 月に開催された同協議会の内容に関する報告がありました。

委員からは、医療的ケア児の通学支援が課題であり、令和 6 年度から始まった県立特別支援学校の通学支援モデル事業がきっかけに改善につながることを期待したいといった意見がありました。

障害児部会からの報告は以上となります。

○小松会長

はい、ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご意見やご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

来年度から児童相談所も開設予定になりますので、その辺との絡みもあると思いますが、まあ現段階ではこういった形でよろしいでしょうか。はい、それでは次に進めたいと思います。

■議事⑧ 第 5 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会について

○小松会長

次に、議事⑧第 5 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会についてでございます。

事務局から、報告をお願いします。

○事務局（障害福祉課 計画係長）

障害福祉課計画係の鈴木でございます。

よろしく願いいたします。

資料 6「第 5 次船橋市障害者施策に関する計画について」をご覧ください。

現在、船橋市には障害者基本法に基づく 5 か年の計画であります「第 4 次船橋市障害者施策に関する計画」と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく 3 か年の計画である「第 7 期船橋市障害福祉計画及び第 3 期船橋市障害児福祉計画」がございます。

そのうち、船橋市における障害のある人のための施策の基本的な方向性を示す計画であります「船橋市障害者施策に関する計画」の計画期間が令和 8 年度に満了することから、令和 9 年度から 14 年度までを計画期間とする第 5 次船橋市障害者施策に関する計画について、今年度より策定を開始いたします。

資料の裏面をご覧ください。計画の構成と策定方法についてでございます。

こちらの計画は国の第 5 次障害者基本計画及び現行の第 4 次船橋市障害者施策に関する計画をもとに構成いたします。

計画策定にあたっては、策定委員会を設置いたします。本年 11 月に 1 回目の会議を開催し、令和 7 年度に 3 回、8 年度に 5 回の合計 8 回、開催する予定となっております。

策定委員会のほかに庁内組織、市役所内部の組織としまして検討委員会、検討部会も設置し、各委員会、部会での検討を踏まえた計画原案を作成し、パブリック・コメントを経て、計画を策定する流れでございます。

策定委員会についてですが、前回と同様に自立支援協議会の皆様のお力をお借りしたいと考えております。委員の構成につきましても、前回と同様に自立支援協議会の委員を中心とし、ほかに学識経験者や市民公募の委員を加えた形を考えております。

このような委員構成とする理由としましては、船橋市の障害者施策について精通している、自立支援協議会の皆様に、計画の策定段階から参加していただくことにより、よりよい計画が策定できるということ。

また、計画策定委員会は計画策定後に解散するのですが、計画策定後も進捗状況等について確認を行っていく上で、自立支援協議会の皆様には是非、関わっていただきたいということが挙げられます。

自立支援協議会の皆様には、自立支援協議会のほかに計画の策定委員会に参加していただくことになり、ご負担をおかけすることになりますが、自立支援協議会と計画策定委員会の開催を同日で行うなど、なるべく皆様のご負担を軽減できるように努めてまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

○小松会長

ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見ご質問はございますでしょうか。

第 4 次計画策定時の時は、私は副会長を務めさせていただきまして、会長の方は経験者の先生の方に参加いただきました。

今回はまた新たなメンバーの方々に入っていただくことになるかと思いますが、その辺は事務局の方でご検討いただきたいと思います。

■議事⑨ その他

○小松会長

最後に、議事⑨その他についてでございます。

今回ですね。山田委員から 3 点ほどございますので、よろしくお願いいたしますします。

○山田委員

少しだけお時間いただいて報告いたします。お手元に資料を配布させていただきました内容について読み上げたいと思います。

ちば MD エコネットの山田です。障害のある子の保育に関して、昨年度提起させていただいた課題についてご報告させていただきます。

昨年度は、入園の際の「船橋市発達支援児の判定手続き等に関する要綱」について、「判定」という規定や判定表における「意味もなく人を叩く」等の見方を改善していただきたいと思いますし、担当課と話し合いをさせていただきました。

そして今年度、この要綱の名称は「船橋市発達支援児の保育観察の手続き等に関する要綱」と改められました。

また、旧要綱では第 1 条「心身の発達において支援を要する児童の保育の利用の適否及び支援の必要性についての判定や受け入れを行うために必要な事項を定めるものとする」とありましたが、「利用の適否」が削除され、「判定」は「判断」へと変更されました。

現行第 1 条は、「・・・支援を要する児童の支援の必要性についての判断や、その他の受け入れを行うために必要な事項を定めるものとする。」となりました。

また別表も、保育観察表という名称に変更されました。昨年度までは観察の項目に「意味もなく人を叩く」等とありましたが「意味もなく」という語は削除されました。

このような改善をおこなっていただいたことに、深く感謝申し上げます。

振り返れば、障害のある子の保育園受け入れについて、船橋市では保護者が希望を出せる園が限定されていたところから、現在は全ての園に入園希望を出せることとなっています。

また、合理的配慮をおこなうことが私立保育園にも課せられることとなり、障害のある子の受け入れが広がってきています。

さらに今年度、入園にあたって上記の「要綱」が改善されたことは、障害のある子を持つ保護者にとって大きな安心につながったと思います。

繰り返しになりますが、話し合いの中で一人の保護者が「(障害のある我が子を) 分けないでほしいんです」と発言したことが忘れられません。

これがインクルーシブ保育の原点ではないでしょうか。

インクルーシブ保育の実現には、まだまだ多くの課題があります。船橋市行政の皆さま、そして自立支援協議会の皆さまと共に、取り組んでいきたいと思えます。

○小松会長

ありがとうございました。

ちょうど私も去年の夏でしたね。

障害児部会の方に参加させていただいて、強度行動障害のことが実は精神科病院の中でもいろいろ話題になってまして、千葉県の中でもある施設がなくなっちゃいまして。それで本当にそれをどの場所でどの環境で見るかということ

で。精神科病院の方に依頼が来るケースが増えてきていて、その辺はまだまだ進行中の話なんですけどもそういったことはありまして、たまたまその部会に参加しましたらこのような話が出まして意味もなくなっている話が出たものですから、私もちょっとご意見をさせていただきました。

やっぱりそのお子さん、障害児の方もですね、何らかの心を持っていて、そのこう叩く道理と言いますか、いろんなこう、文脈の中でそういったことが生じてしまう。

そういったことを理解することが必要だというふうに精神科医の立場から考えてはいます。

そういった意味でもご意見させていただいて、このようにやっていただいたのはとても私としても感謝したいと思います。

○小松会長

ほかによろしいでしょうか。お願いします。

○池田委員

ロンの家の池田です。

私もご利用者の親御さんから同様のご意見を頂いておりましたので、この削除についてはうれしく思い本当に感謝しております。ありがとうございます。

○小松会長

よろしいでしょうか。では引き続き山田委員お願いします。

○山田委員

会報のじゃなかしやばについて、ちば MD エコネットが発行しており、先ほど話にも出ました千葉県が全国で初めて作った、その障害者差別をなくすための条例。

この条例案の成立に私深く関わってきましたので、まあこの会報にちょっと連載という形で、その成立に関する経緯を書かせていただいております。

そのほかひなたぼっこという喫茶店で障害の有無に関係なく共に働くインクルーシブな社会を目指している活動など掲載しています。ばらばらとみていただければありがたいです。

そして、聴覚障害者協会の三浦さんに伺いたいのですが、日本で初めてデフリンピックが行われるということで、その内容についてお聞きできればと思います。

○小松会長

では、三浦委員お願いします。

○三浦委員

はい、三浦です。デフリンピックが今年の11月15日から26日まで東京都駒沢陸上競技場で開催されます。

デフというのは聞こえない人が聞こえない選手なんですね。

参加しているのは誰かと言いますと、世界中の聾者、聞こえない人達が集まります。

成田空港にもたくさんいらっしゃると思います。千葉県としても応援したいと思っています。千葉県の選手も参加しているかと思っています。皆様ぜひ応援のほどよろしくお願いいたします。

デフリンピックは日本で初めて開催されます。長い歴史の中 100 年目の記念なんですね。皆様どうぞ応援の方お願いいたします。

実際は4年に1回オリンピックと同じように開催されてるんですが、日本で開催されるのは初めてなんです。

どうぞよろしくお願いいたします。

山田さんありがとうございました。

○小松会長

ありがとうございました。初めて開催のデフリンピック、オリンピックやパラリンピックは聞きますがデフリンピックは初めてのことで、また情報をお願いいたします。

ほかに何かありますか。お願いいたします。

○佐藤委員

佐藤です。PAC ガーディアンズとしてお伝えしたいと思います。

最初に事務局からチラシを配布いただいたのですが、PAC ガーディアンズは年に1回定例勉強会を開催しておりまして、今年も7月19日に予定しています。

今回は成年後見制度改革について審議会の委員を務めている山野目先生をお呼びして、改革についてわかりやすく解説してもらうこととなっています。

ご関心がある方だけでなく、後見制度を利用することで助かっている面と窮屈なことや問題点なども出てきていて、今回どのようにこの制度が変わっていくのかというところを山野目先生からお話を聞けたらと思っています。

関心のある方はぜひご参加いただきたいと思います。

○三浦委員

三浦です。お知らせありがとうございました。

手話通訳者や要約筆記者が載っていませんがいかがでしょうか。

○佐藤委員

佐藤です。現状掲載していませんが検討中というところでございます。

○小松会長

よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。ほかのチラシについてはどうでしょうか。

○事務局（障害福祉課長）

障害福祉課です。視覚障害者協会が本日欠席ということで、チラシを配布の依頼を受けました。

協会のほうでこういったイベントがありますので皆さんにも知っていただきたいということです。

■閉会

○小松会長

最後に事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局（障害福祉課長補佐）

次回の開催についてでございます。

次回の開催時期は、11月ごろを予定しております。

開催日時・議題については、今後検討し、決まりましたら皆様にご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の会議を終了したいと思います。

ありがとうございました。